

こども食堂・こども宅食及びフードバンクへの政府備蓄米無償交付について（追加）
ー フードバンクの 8 月申請受付について ー

令和 7 年 4 月、当協会は、こども食堂・こども宅食及びフードバンクへの政府備蓄米無償交付に係る受付・審査等の業務を受託しました。

交付申請の受付・審査等の業務につきましては、以下のとおり実施しますのでお知らせします。

【交付申請について】

1. 交付申請期間

(1) こども食堂・こども宅食

令和 7 年 4 月 25 日（金曜日）から令和 8 年 3 月 20 日（金曜日）までの間は、当協会へ申請してください。

(2) フードバンク

令和 7 年 8 月 4 日（月曜日）から令和 7 年 8 月 22 日（金曜日）までの間は、当協会へ申請してください。

2. 申請方法

申請様式に必要事項を記載の上、定められた資料を添付し、3 の提出先にメールで申請してください。

3. 提出先

「一般財団法人 日本穀物検定協会」

✉ : foodinfo@kokken.or.jp

4. 問合せ

不明な点がありましたら、次のいずれかの電話番号、または 3 のメールアドレスまでお問い合わせください。

(1) 対応時間

平日 9 時 00 分～18 時 00 分（12 時 00 分～13 時 00 分の間を除く）

(2) 電話番号

・ 070-7431-8806

・ 080-9800-2064

(3) 担当者：栗原、山下

5. 交付申請等の様式

申請書類等の様式は、下記リンク先の農林水産省 HP からダウンロードできます。

・ こども食堂・こども宅食の申請様式等

・ フードバンクの申請様式等

6. 交付申請書、使用報告書を提出する際の注意事項

(1) メールでの送信は 1 件当たり 7 MB 以内でお願いします。

(2) 交付申請書を提出する際のメールの件名は、下記の通り記載してください。

①こども食堂・こども宅食の場合

「食事食材提供団体の交付申請書（団体名）」

②フードバンクの場合

「フードバンクの交付申請書（団体名）」

(3) 使用報告書を提出する際のメールの件名は、下記の通り記載してください

①こども食堂・こども宅食の場合

「食事食材提供団体における政府備蓄米使用報告書（団体名）」

②フードバンクの場合

「フードバンクにおける政府備蓄米使用報告書（団体名）」

(4) フードバンクの交付申請において、令和6年度の交付者については、交付を受けた備蓄米の使用を終えているか又はおおむね2か月以内に終える予定でないと申請できません。

【使用確認等調査の実施について】

交付された政府備蓄米の使用状況等について、調査を行う場合があります。

一般財団法人 日本穀物検定協会

担当者：栗原、山下

TEL：070-7431-8806、080-9800-2064

E-mail：foodinfo@kokken.or.jp